

外国送金取扱規定

第1条 適用範囲

次の各号に定める外国送金取引については、この規定により取扱います。

- ①外国向送金取引
- ②国内にある当行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建送金取引
- ③外国為替法規上の(非)居住者と非居住者との間における国内にある当行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建送金取引
- ④その他前各号に準ずる取引

第2条 定義

この規定における用語の定義は、次のとおりとします。

- ①外国向送金取引
送金依頼人の委託にもとづき、当行が行う次のことをいう。
 - A. 送金依頼人の指定する外国にある当行の支店または他の金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること（口座振込）
 - B. 外国にある受取人に対して一定額の支払いを行うことを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること（通知払）
- ②支払指図
送金依頼人の委託にもとづき、当行が、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいう。
- ③仕向先銀行
受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う当行の本支店または他の金融機関をいう。
- ④関係銀行
仕向先銀行および送金のために以下のことを行う当行の本支店または他の金融機関をいう
 - A. 支払指図の仲介
 - B. 銀行間における送金資金の決済

第3条 送金委託契約の成立と解除等

- (1)送金委託契約は、当行が送金の依頼を承諾し、送金資金、当行所定の送金手数料、関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料、諸費用等（以下、「送金資金等」という）を受領した時に成立するものとします。
- (2)前項により送金委託契約が成立したときは、当行は、その契約内容に関して、外国向送金依頼書（お客様控）を交付します。なお、この外国向送金依頼書（お客様控）は、解除や組戻しの場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。
- (3)第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。
 - ①取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規に違反するとき
 - ②戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのお

それがあるとき

③送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき

(4)前項による解除の場合には、送金依頼人から受取った送金資金等を返却しますので、当行所定の外国向送金依頼書（お客様控）に、当行届出済署名または印章により署名または記名押印のうえ提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(5)外国向送金依頼書（お客様控）に使用された署名または印影を、当行届出済署名または印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、送金資金等を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は重大な過失がない限り責任を負いません。

第4条 支払指図の発信等

(1)当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金の依頼内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信します。

(2)支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、送金依頼人が特に指定した場合を除き、同様とします。

(3)次の各号のいずれかに該当するときは、当行は、送金依頼人が指定した関係銀行を利用せず、当行が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当行は送金依頼人に対して速やかに通知します。

①当行が送金依頼人の指定に従うことが不可能と認めたとき

②送金依頼人の指示に従うことによって、送金依頼人に過大な費用負担または送金に遅延が生じる場合などで、他に適当な関係銀行があると当行が認めたとき

(4)前二項の取扱いによって生じた損害については、当行に重大な過失のない限り当行は責任を負いません。

第5条 手数料、諸費用

(1)送金の受付にあたっては、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる当行所定の手数料・諸費用をいただきます。なお、この他に、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。

(2)照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当行および関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。この場合、前項に規定する手数料等は返却しません。なお、この他に、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。

①照会手数料

②変更手数料

③組戻手数料

④電信料、郵便料

⑤その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用

第6条 為替相場

(1)送金の受付にあたり、送金資金を送金通貨と異なる通貨により受領する場合に適用する為替相場は、外国為替予約取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。

- (2)第3条第4項、第8条第3項、第9条第1項第3号の規定による送金資金等または返戻金の返却にあたり、当行が送金依頼人にそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合に適用する為替相場は、外国為替予約取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。

第7条 受取人に対する支払通貨

送金依頼人が次の各号に定める通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨は送金依頼人が指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替相場および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。

- (1)仕向先銀行の所在国の通貨と異なる通貨
- (2)受取人の預金口座の通貨と異なる通貨

第8条 取引内容の照会等

- (1)送金依頼人は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のあるときは、速やかに取扱店に照会してください。この場合には、当行は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を送金依頼人に報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出を求めるともあります。
- (2)当行が発信した支払指図について、関係銀行から照会があった場合には、当行は送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、速やかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3)当行が発信した支払指図について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当行は送金依頼人に速やかに通知します。この場合、当行が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第9条に規定する組戻しの手続きに準じて、当行所定の手続きをしてください。

第9条 組戻し

- (1)送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、次の組戻しの手続きにより取扱います。
 - ①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の外国向送金組戻し依頼書に、当行届出済署名または印章により署名または記名押印のうえ提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ②当行が組戻しの依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、外国向送金組戻し依頼書の内容に従って、組戻しの指図を発信するなど遅滞なく組戻しに必要な手続きをとります。
 - ③組戻しを承諾した関係銀行から当行が送金に係る返戻金を受領した場合には、その返戻金を直ちに返却しますので、当行所定の外国向送金依頼書（お客様控）に当行届出済署名または印章により署名または記名押印のうえ提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2)前項の組戻しの依頼にあたっての外国向送金依頼書の取扱いおよび返戻金の返却にあたっての外国向送金依頼書（お客様控）の取扱いについては、第3条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行は重大な過失のない限り責任を負いません。

- (3)本条に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。そのため生じた損害については、当行は責任を負いません。

第10条 災害等による免責

次の各号に定める損害については、当行は責任を負いません。

- (1)災害・事変・戦争・輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむをえない事由により生じた損害
- (2)当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電子の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害
- (3)関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害、または当行の本支店を除いた関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
- (4)受取人名相違等の送金依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害
- (5)送金依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害
- (6)送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害
- (7)その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

第11条 譲渡、質入れの禁止

本規定による取引にもとづく送金依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

第12条 法令、規則等の遵守

本規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。

以 上